

長期断面のマージン設定 Q&A

Q 1 連系線とはなんですか。

A 1 一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する 250 キロボルト以上の送電線及び交直変換設備のことをいいます。

Q 2 マージンとはなんですか。

A 2 電力系統の異常時又は需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するため、又は、電力系統を安定に保つため、又は、電力市場取引の環境整備のために、各連系線の運用容量の一部として本機関が管理する容量を言います。

Q 3 連系線利用計画とはなんですか。

A 3 小売電気事業者等が新規に連系線を利用するうえで、事前に希望する範囲の利用申込を行い利用可能な容量として登録（容量登録という。）された場合、利用予定として広域機関に提出する計画を連系線利用計画といいます。連系線利用計画には、長期計画（第3年度～第10年度）、年間計画（第2年度～第1年度）、月間計画（翌月～翌々月）、週間計画（翌週～翌々週）、翌日計画、当日計画があります。

Q 4 容量登録が可能な範囲は。

A 4 連系線の運用容量からマージンとして設定された範囲を除いた部分の空容量において容量登録できます。

Q 5 今後の長期計画の連系線利用計画について、新規又は増加の容量登録を停止する対象期間は。

A 5 平成30年度～平成37年度の長期計画の連系線利用計画が対象となります。

Q 6 平成30年度が年間計画に移行する場合の連系線利用計画の取扱いは。

A 6 今のところ決まっていません。連系線の利用ルール等に関する検討会の検討結果により取扱いが決まるものと考えています。

Q 7 長期断面にマージンが設定されることになるが、来年度に更新が予定されている第10年度（現在の第11年度目）の更新利用計画の取扱いはどうなるのか。

A 7 第11年度目のマージン設定量及び更新利用計画の容量登録の取扱いにつきましては、今のところ決まっていません。連系線の利用ルール等に関する検討会の検討結果により取扱いが決まるものと考えています。

Q 8 長期断面の具体的なマージンの設定範囲は。

A 8 現在、利用者からご提出済である平成30年度から平成37年度の長期計画の連系線利用計画策定後の空容量及び長期計画の連系線利用計画の減少変更計画が提出された場合に発生する空容量につきましては、「電力市場取引の環境整備のためのマージン」として設定する予定です。

Q 9 現在提出している長期計画の連系線利用計画はすべて容量登録されるのか。

A 9 2月19日までに提出して頂きました変更利用計画及び2月22日から3月10日までに提出して頂きました空容量算出用利用計画は容量登録を行います。ただし、3月11日以降は、広域機関システムの開発遅延に伴い、現在、長期計画の新規の連系線利用計画の受付※をお待ちいただいていることから、ゼロ計画提出分も含めて容量登録は行わない予定です。

Q 10 長期計画の連系線利用計画について、変更利用計画は受け付けてもらえるのか。

A 10 変更利用計画は、業務規程第142条に基づき、変更可能な期間において受付のうえ、送電可否判定を行うこととなっておりますが、広域機関システムの開発遅延に伴い、現在、長期計画の変更利用計画の受付※はお待ちいただいております。

なお、広域機関システムの変更利用計画の受付機能が運用開始した際におきましては、以下のとおり送電可否判定を行います。

増加変更計画：空容量のすべてが長期マージンとして設定されることから、増加変更計画は、すべて送電不可の判定となります。

減少変更計画：空容量のすべてが長期マージンとして設定された状況において、長期計画の連系線利用計画が減少された場合には混雑が発生することとなりますが、「電力市場取引の環境整備のため」として設定されたマージンで調整することができる限り、連系線利用計画の抑制を伴う混雑処理は行わない予定です。

※2016年3月29日 本機関ホームページでお知らせ

http://www.occto.or.jp/jigyosha/kouikikikansys_information/2016-0329-renkeisen-riyou.html

Q 1 1 連系線同時建設電源からの供給に利用することを前提に費用の応分の負担が行われた連系線利用計画の取扱いはどうなるのか。

A 1 1 「長期連系線利用登録の方針案」の取扱いの対象外とし、別途取扱いについて検討を行う予定です。

Q 1 2 長期断面において今回設定されたマージンは、業務規程第 1 5 1 条に基づくマージンの一部利用の対象となるのか。

A 1 2 マージンを設定した目的から、長期計画でのマージン利用は対象外と考えています。ただし、年間計画以降においてマージンの利用可能量が設定されている場合には、業務規程第 1 5 1 条に基づき、マージンの一部を利用することができます。